

vol.150
2019.5

営繕とうほく

EIZEN TOHOKU

発行
東北地方整備局
営繕部
盛岡営繕事務所



【秋田県動物愛護センター】

CONTENTS

完成施設紹介【秋田県動物愛護センター】・・・・・・・・・・ 2～3

令和元年度 東北地方整備局営繕部 業務概要・・・・・・・・・・ 4

インフラ長寿命化の取り組み
～福島県公共施設等総合管理計画～・・・・・・・・・・ 5～6

保全ニュースとうほく
・令和元年度 保全実態調査及び官庁建物実態調査について・・・・・・・・・・ 7
・令和元年度 「東北地区官庁施設保全連絡会議」の開催について・・・・・・・・・・ 8
・施設保全状況診断書について・・・・・・・・・・ 9～10

公共建築相談窓口について～お気軽にお問い合わせください～・・・・・・・・ 11

完成施設紹介【秋田県動物愛護センター】

秋田県動物愛護センターは、秋田空港から北西方向に約3kmの緑豊かな県立中央公園内に位置し、付近には日本海沿岸東北自動車道秋田空港ICもあり、県内外からアクセスしやすい立地となっています。

同センターは、「人と動物が調和しつつ共生する社会の形成」に向けて、動物の生命を尊び慈しむ心を養い、動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学び、人と動物や動物を介して人と人とが楽しく交流する場として活用し、犬猫の殺処分数ゼロ、犬猫に関する苦情件数の半減、犬猫とのふれあい事業の参加人数約10倍を目指すことを目的として整備したものです。建物内には、収容動物の譲渡推進のための訓練や健康管理ができるよう、犬用譲渡舎、猫用譲渡舎、機能訓練室及び入院・手術室を備えています。また、災害用備蓄倉庫を備え、被災動物の一時保護や避難訓練施設としての役割も担っています。



【施設概要】

施設名：秋田県動物愛護センター
場所：秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱地内
構造・規模：木造一部鉄筋コンクリート造
地上1階建て
建築面積 1,802.31㎡
延べ面積 1,496.74㎡

（写真上段）

北側からのセンター入り口付近外観
外観は動物を連想させるファサードとし、好奇心旺盛な子供に興味を惹かせ、県民が気軽に訪れることの出来る施設としました。



（写真下段）

南側からの外周通路外観
建物周囲に雁木を設け、雨天や積雪時にも犬が運動できるよう配慮し、また緑豊かな周囲の環境にも調和する計画としました。
手前の空地は犬のしつけ訓練や運動を行う広場となっており、譲渡会等のイベント会場としても利用されます。

【計画概要（外部計画）】

敷地が緑豊かな県立中央公園内に位置していることから、周辺環境に調和するよう、屋根はガルバリウム鋼板立平葺きのシルバー色、外壁は杉の羽目板貼りの茶系色塗装としています。また、外周通路のために張り出した勾配屋根は、風雨や積雪から外壁を保護する役割も担っています。

【計画概要（内部計画）】

同センターは、保護した犬や猫を飼育・訓練し次の飼い主へ譲渡するための施設となります。施設の機能としては、保護した動物を治療・飼育するための動物保護・飼育ゾーンと動物のしつけ訓練及び動物の引き取り希望者との相性確認を行うための事務・ふれあいゾーンの2つに分かれています。

事務・ふれあいゾーンには、CLT（直交集成板）を構造材として耐力壁、柱に使用しています。また、一部階段の踊り場の床としても使用しています。このゾーンでは内装にも化粧CLTを使用し、全体に木の柔らかな印象の空間としています。

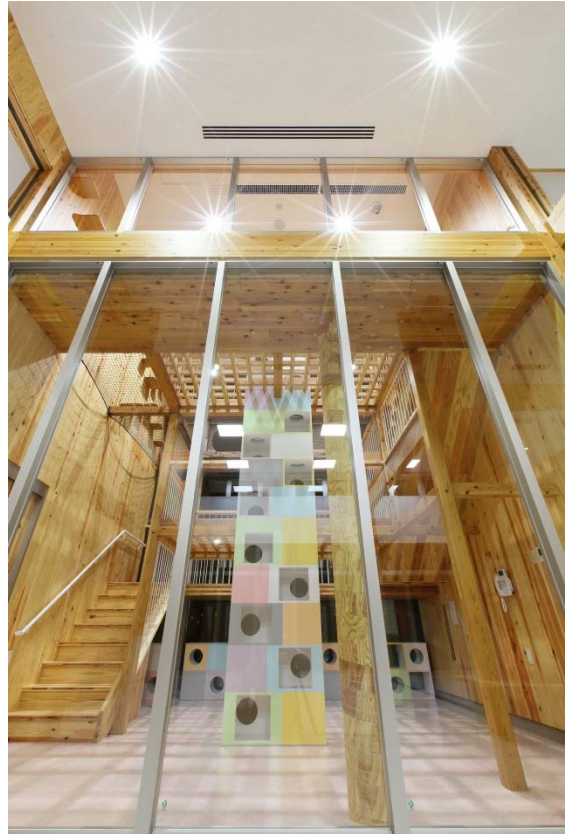
一方、動物保護・飼育ゾーンは、動物を飼育する場として、床・腰壁までを塗り床仕上げとし、清掃・消毒に配慮した計画としました。



（写真上）

エントランスホール

耐力壁と柱にCLT（t90、t150）を使用しています。耐力壁以外の壁は化粧CLT t36とし、連続した木材の壁面として見えています。



（写真右）

キャットタワー室

施設内で飼育されている猫のための国内最大級のキャットタワーです。高さは約6.5m。階段の踊り場にCLT t150を使用しています。

電力設備：受変電設備

電灯設備

動力設備

幹線設備

通信設備：拡声設備

映像音響設備

火災報知設備

空調設備：空気調和設備

換気設備

自動制御設備

衛生設備：衛生器具設備

給水設備

給湯設備

消火設備

汚水通気設備

設計：秋田県建設部営繕課

小野・TAC・アルファプラン設計共同企業体

監理：秋田県建設部営繕課

長岐建築設計事務所

施工：加藤・シブヤ建設工事共同企業体（建築）

本荘電気・伊藤電気特定建設工事共同企業体（電気）

三共・児玉特定建設工事共同企業体（機械）

大友建設株式会社（車庫）

加藤建設株式会社（外構）

工期：平成29年8月25日～平成31年3月20日

令和元年度 東北地方整備局営繕部 業務概要

東北地方整備局営繕部では、地域社会への寄与、環境への配慮、災害に対する安全の確保、利用者の利便性の向上、長期的耐用性の確保など、国土交通省の施策に沿って業務を行っています。

また、東北地方における営繕行政の連携を図り、各地方公共団体等との会議、研修会、各種講習・講演会等を実施し、「公共工事の発注者の役割」「営繕工事における働き方改革」等の取り組みに努めます。

令和元年度の官庁営繕関係予算の配分については、国民の命と暮らしを守る防災・減災、老朽化対策を推進するため、防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等や、官庁施設の老朽化対策等に重点を置いています。

令和元年度事業費

本年度の事業費総額は約18億円となっており、そのうち国土交通省所管予算としての「官庁営繕費、特定国有財産整備費」が28%、各省庁から委任を受けて実施する「支出委任」が72%の割合になっています。

主要営繕工事

■官庁営繕費による工事

黒石税務署の建替工事を新規に着手します。

また、いわき地方合同庁舎の受変電設備改修及び築館地方合同庁舎、米沢地方合同庁舎の空調設備改修工事等を着手します。

ほかに青森地方気象台の外壁改修工事を引き続き進めます。



黒石税務署 庁舎外観イメージ

■支出委任、受託による工事

木造による森林技術・支援センターの建替工事や大曲法務総合庁舎、宮城労災特別介護施設、福島森林管理署の改修工事に着手します。

また、盛岡税務署の増築工事を引き続き進めます。

令和元年度 営繕関係事業数

	新規・継続の別	事業数	備考
東北地方整備局	新規事業	20件	官庁営繕費等事業 7件 支出委任等事業 22件 合計 29件
	継続事業	9件	
	合計	29件	
保全指導・監督室	新規事業	11件	
	継続事業	4件	
	合計	15件	
盛岡営繕事務所	新規事業	9件	
	継続事業	5件	
	合計	14件	

インフラ長寿命化の取り組み

～ 福島県公共施設等総合管理計画 ～

1. はじめに

福島県においては、平成20年にファシリティマネジメントを導入して以降、県有財産最適化の施策として建築物の長寿命化に取り組んでいます。また、平成29年3月に「福島県公共施設等総合管理計画」を策定し、令和3年度からの個別施設計画に基づく事業執行を目指し、現在、各部局において個別施設計画の策定作業を進めています。

2. これまでの取組状況

県有財産の最適活用に係る計画及び総合調整を総務部財産管理課が担当し、長期修繕計画表に係る指針及び技術的支援を土木部営繕課が担当する体制により、以下の計画等を策定し、推進しています。

【策定計画・指針等一覧】（体系順）

<財産管理課所管>

- 福島県県有財産最適活用計画（ファシリティマネジメントプラン）（H20.9策定）
- 福島県公共施設等総合管理計画（H29.3策定）
- 福島県県有建物に係る資産戦略（H26.3策定）

県有建物に係る最適活用についての具体的指針を示すもの。

基本目標 <ul style="list-style-type: none">・供給目標 建物保有総量の縮小・財務目標 建物の長寿命化、維持管理費の削減・品質目標 建物性能の向上	戦略 <ul style="list-style-type: none">・建物アセスメントの実施・財政負担ピークカット・建物の資産価値向上・全庁的推進体制の確立 他
--	---

<営繕課所管>

- 福島県県有建物長寿命化指針（H26.6策定）

将来にわたり利用すると選別された建物について、維持すべき性能水準や長寿命化計画の策定方法等の技術的方向性を示すもの。

方向性 <ul style="list-style-type: none">・計画的な保全への転換 「事後保全」と「予防保全」の選別によるLCCの縮減・大規模改修工事の導入による機能改善・目標使用年数の設定による合理的な修繕・LCCを意識した改修	具体策 <ul style="list-style-type: none">・点検の確実な実施・施設ごとの長寿命化計画の作成
---	--

- 県有建物長寿命化計画書作成マニュアル（H28.3策定）

施設管理者向けに長寿命化計画書の作成方法や留意事項を解説するもの。建物の基本情報、仕様、各部位の概算数量等を入力することで簡易に長期修繕計画表（Excel）を作成できるようにしている。

- 県有建物点検マニュアル（H28.11策定）

施設管理者向けに「日常点検」や「法定点検」に加え、長寿命化計画書の作成・見直しをするための重要な資料となる「劣化点検」の点検箇所や点検項目、点検時のポイントを具体的にわかりやすく解説するもの。

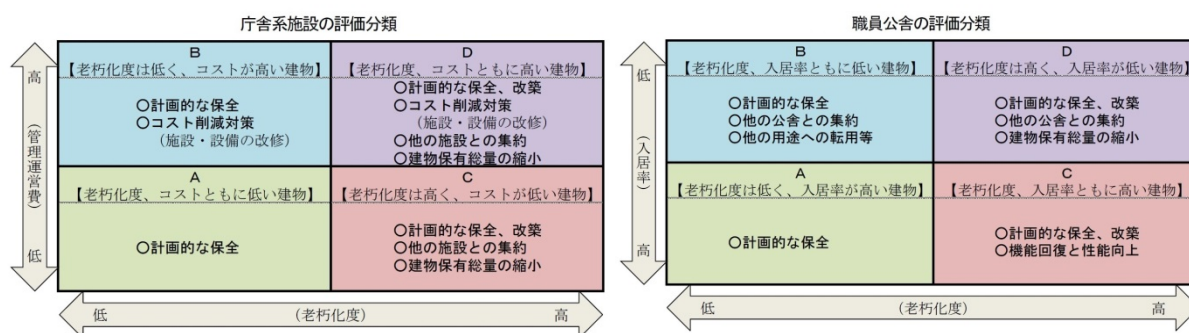
3. 福島県公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の取り組み

○建物アセスメントの実施

「福島県県有建物に係る資産戦略」に基づき、各建物の実情を把握し、維持管理を計画的かつ効果的に実施するため、延べ面積が 500 m²を超える建物又は居室を有する建物の合計 270 施設 458 棟を対象に平成 26 年から平成 28 年にかけて建物アセスメントを実施しました。

方法は、各施設管理者において建物基本情報、劣化状況及び将来利用計画を整理し、財産管理課及び営繕課職員により劣化度点検等の現地調査を行った後、その結果を基に一定の客観的な基準による評価を行い、将来の方向性を示すための分類を行いました。

評価は用途が類似する施設単位で行い、庁舎系施設は「老朽化度」と「管理運営費」、職員公舎は「老朽化度」と「入居率」を指標とし、A、B、C、Dに分類しました。



各部局において、建物アセスメントの評価分類結果を勘案し、各地域の実情や業務遂行上の必要性等を総合的に判断した上で、個別施設計画を策定します。

○サンプル版の作成

福島県では、個別施設計画を部局単位で作成することとしていますが、国の各省庁からガイドライン等が示されていない部局の施設については、一定の共通した考えの下に計画を策定していく必要があることから、財産管理課において雛形となるサンプル版を作成しました。

○長期修繕計画表の作成支援

サンプル版では、施設の中長期的な経費の見込みの基礎資料として、県有建物長寿命化計画書作成マニュアルに基づいた長期修繕計画表を施設管理者において作成することとしています。長期修繕計画表を作成する過程において、営繕課で技術的視点から実行の妥当性等をチェックし、施設管理者に助言等を行っています。

長期修繕計画表は、令和 3 年度からの個別施設計画に基づく事業執行に向け、事前準備として、今年度当初に各部局から財産管理課へ提出され、関係部局の会議において優先順位の検証、予算化のルール検討を行って行く予定です。

4. 今後の課題

今年度に予算化のルール検討等を行っていく予定ですが、適正な維持管理を行い、建物の長寿命化を図る上では、策定した個別施設計画どおり事業を執行していくことが肝要であることから、限られた予算の中、的確な実施に向け十分に検討を重ね、実効性のある計画にしていく考えです。

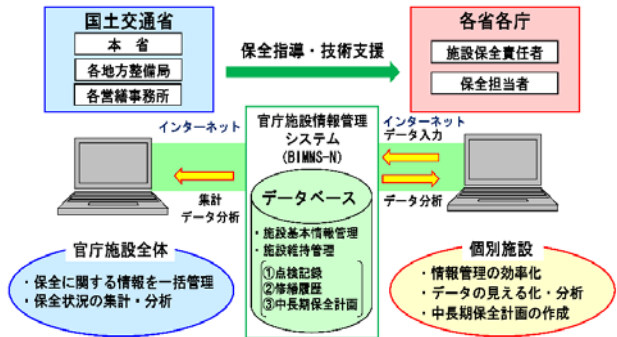
令和元年度 保全実態調査及び官庁建物実態調査について

～ 国の施設を管理されている皆様へ ～

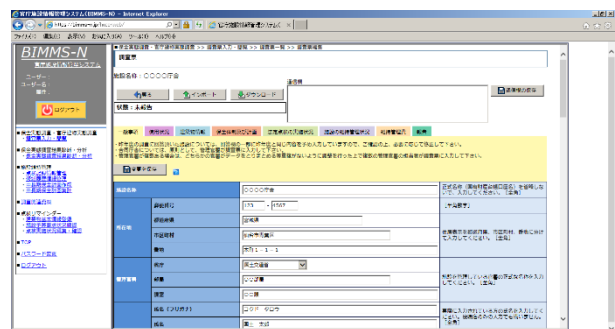
東北地方整備局では、国家機関の建築物等の保全の実態を把握するため、各府省等のご協力の下、毎年度保全実態調査及び官庁建物実態調査を実施しております。令和元年度におきましても引き続き実施いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

保全実態調査及び官庁建物実態調査は、各施設の保全担当者等に、インターネットを通じて「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」のサイトにアクセスしていただき、BIMMS-Nに設けられた調査票を入力し、報告していただくものです。

本調査の内容につきましては、先日開催した「保全実態調査及び官庁建物実態調査説明会」で詳細を説明しておりますが、入力の際には配付資料の注意事項等をよくご覧いただき、各内容についてご確認の上、報告願います。



官庁施設情報管理システム (BIMMS-N) の概要



官庁施設情報管理システム (BIMMS-N) 画面

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保全実態調査等スケジュール	施設保全(通年)							
各府省等対応	前年度の保全の現況を入力	4/上 協力依頼 (国土交通省→各府省等)	5/下 開始処理	調査票記入期間 第1グループ		第2グループ		10/上 確定処理
国交省 営繕部 対応		準備期間	保全実態調査等説明会	入力内容の確認・精査等		確定作業		保全実地指導

保全実態調査等スケジュール

今年度のスケジュールは概ね左図に示すとおりです。入力期間は各府省等ごとにグループ分けされていますのでご注意願います。

本調査及び BIMMS-N の入力に関してご不明な点がございましたら、下記の間合せ先までお願いいたします。

■官庁施設情報管理システム (BIMMS-N) 全般に関する問合せ先

東北地方整備局 営繕部 調整課 担当者：専門員
TEL 022-225-2171 (内線 5622) FAX 022-225-2231

■官庁施設情報管理システム (BIMMS-N) 入力及び保全実態調査等に関する問合せ先

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者：保全指導係
TEL 022-225-2171 (内線 5536) FAX 022-268-7833
東北地方整備局 盛岡営繕事務所 担当者：保全指導・監督官
TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115

令和元年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」 の開催について

東北地方整備局営繕部及び盛岡営繕事務所では、施設保全責任者等への技術的な支援や保全に関する適切な情報提供等を図ることを目的として「東北地区官庁施設保全連絡会議」を毎年開催しています。今年度の開催予定は以下のとおりです。

令和元年度 東北地区官庁施設保全連絡会議日程（予定）

開催日	開催地	会場
令和元年7月9日(火)	仙台市	仙台合同庁舎A棟 8階 講堂
令和元年7月11日(木)	盛岡市	盛岡第2合同庁舎 3階 共用会議室
令和元年7月18日(木)	秋田市	秋田合同庁舎 5階 第1会議室
令和元年7月23日(火)	青森市	青森第2合同庁舎 7階 法務局会議室
令和元年7月25日(木)	福島市	コラッセふくしま 5階 小研修室
令和元年7月30日(火)	山形市	山形テルサ 3階 研修室B

本会議は、保全指導・支援の一環として、国家機関の施設管理等を担当される方を主たる対象にしておりますが、施設保全に関する最新の制度や技術に関する情報提供等も行うため、地方公共団体、独立行政法人の施設管理者の方々にも参加を呼びかけています。

今年度の会議では、「国家機関の建築物等の保全の現況（東北版）」や「国家機関の建築物等の定期点検制度」、「保全実地指導及び保全指導結果事例」などについて説明させていただく予定です。また、会議終了後、保全に関する各種相談を受け付けますので、施設の保全業務に関するお悩みなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

なお、会議では建築物や保全に関する用語の説明などの時間確保が難しいため、保全に関する基本的な事項については、東北地方整備局営繕部ホームページの『保全のページ』で事前にご確認いただいてから会議へご出席くださいますようお願いいたします。

- 東北地方整備局営繕部ホームページ『保全のページ』URL

<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/hozen/hozen.html>

お知らせ

東北地方整備局では、公共建築に関する技術的な相談に幅広く対応するため「公共建築相談窓口」を設置しております。保全に関する相談事項がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

■保全に関する相談窓口

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者：室長補佐
TEL 022-225-2171（内線 5513） FAX 022-268-7833

東北地方整備局 盛岡営繕事務所 担当者：保全指導・監督官室長
TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115

施設保全状況診断書について

～官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を有効に活用いただくために～

官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）には、施設の維持管理をサポートするための機能の他、保全実態調査の結果から施設の診断や様々な分析を行うための「保全実態調査結果診断・分析」機能があり、本機能を利用し「施設保全状況診断書」を作成することができます。

「施設保全状況診断書」は、保全実態調査で入力した過去3カ年分の評点、エネルギー使用状況、コスト管理のデータを数値化し、表やグラフにして、分析結果を可視化することで、わかりやすく把握できるツールとなっています。

本ツールは、以下のように活用いただけます。

1. エネルギーチェック機能としての活用

分析した結果を前年度までのデータと比較したり、複数の施設を管理している場合は、他の施設や同一規模の施設と比較することにより、エネルギー消費量の傾向を把握することが可能です。

施設の運用状態の確認や改善策を検討するためのツールとして活用できます。

2. 保全実態調査における各種入力データの妥当性の確認

保全実態調査で入力された各種データについて、誤入力や、異常値がないかなどを確認することにより、大きな入力間違いがないか、入力内容のセルフチェックを行うことができます。

例として、前年度までと比較して水使用量が著しく増えている場合に、給水管に漏水が生じていないかなどの、異常の有無の確認に役立つことなどが考えられます。

3. BIMMS-N から「施設保全状況診断書」を作成する方法

①「保全実態調査結果診断・分析」をクリック

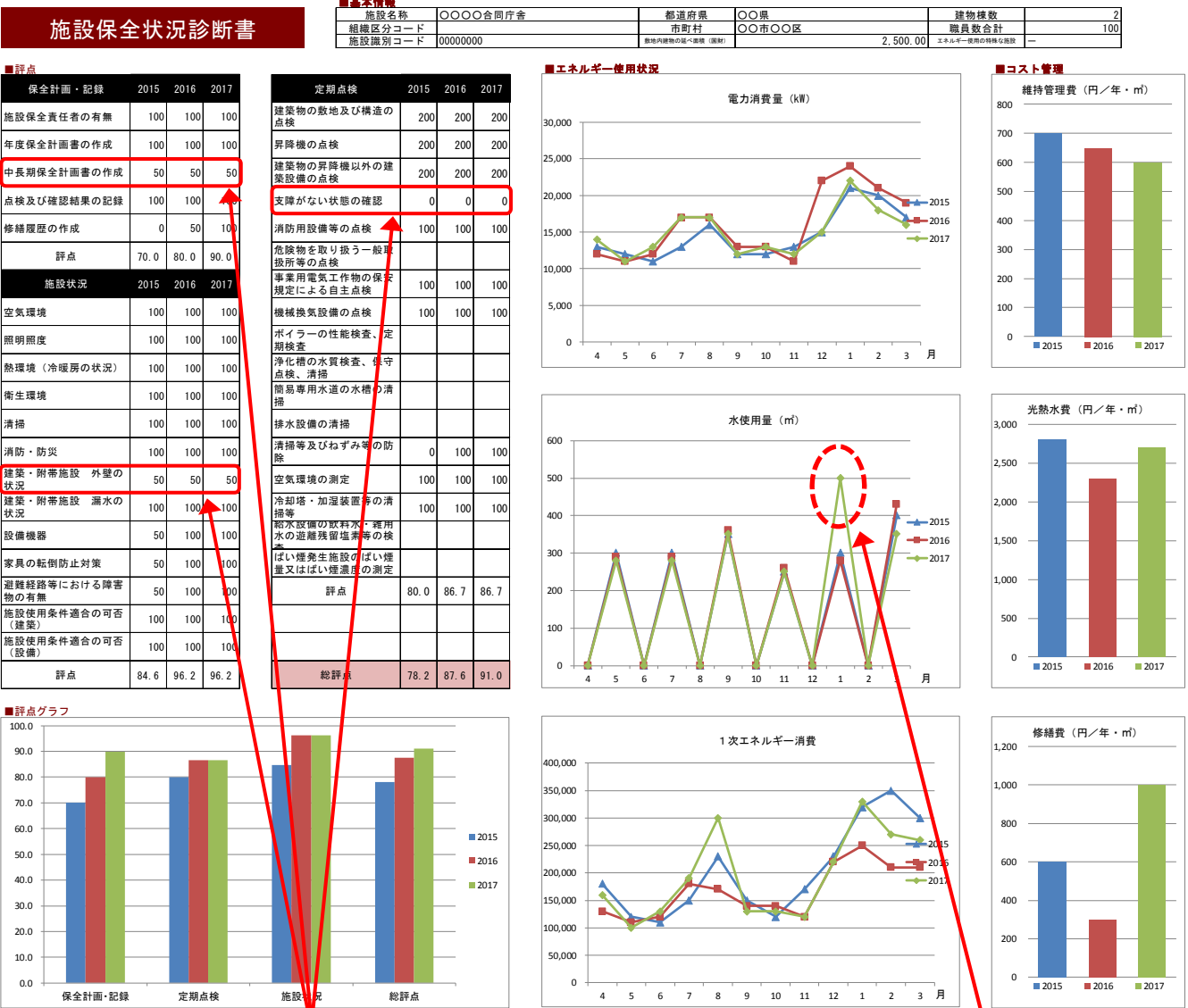
③「検索」を選択して「実行」をクリック

②施設を検索する条件を設定

④診断書を作成したい施設の「ダウンロード」をクリック

調査年度	施設識別コード	施設名称	所在地	管理官署（官庁名）	実地指導担当官職事務所等	状態	用途区分	診断書ダウンロード
2017	00000000	〇〇〇〇合同庁舎	〇〇県〇〇市〇〇区 1-1-1	〇〇省〇〇局〇〇課	〇〇宮補事務所	確定済		ダウンロード

4. 「施設保全状況診断書」の例



改善が必要な項目

他年度と比較して著しく増加している場合、データの入力間違いや、漏水がないか等の確認を行ってください。
(上記グラフのうち、「水使用量」は2ヶ月毎に計測している場合の形状です。)

(1) 評点・評点グラフ

保全計画・記録、施設状況、定期点検の実施状況について評点が表示されますので、各項目の状況が確認できます。各評点の合計が100点(ただし、「建築基準法」または「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づく点検の実施状況については200点)になっていない項目は改善の必要がありますので、取り組みいただきますようお願いいたします。

(2) エネルギー使用状況

各月ごとのエネルギー使用量(電力消費量(kW)、水使用量(m³)、1次エネルギー消費量)がグラフ化されますので、使用量に大幅な変化があった場合は、設備機器の異常の有無等の判断に活用できます。

(3) コスト管理

過去3年の維持管理費、光熱水費、修繕費がグラフ化されるため、施設の運用状態の把握や異常値の確認、保全計画書(中長期及び年度)とのコスト比較等が可能となります。

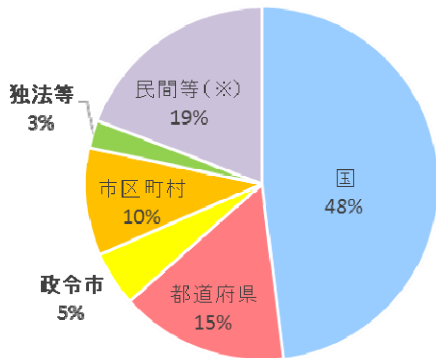
「公共建築相談窓口」について

～ お気軽にお問い合わせください ～

東北地方整備局では、国等の機関、地方公共団体、建設業界の方、その他広く一般の方々から、公共建築における設計・工事の発注、各段階のマネジメント業務、老朽化対策、官庁営繕に関する技術基準の運用等、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるため公共建築相談窓口を設置しています。これは、平成14年から国土交通本省をはじめ、全国の地方整備局や営繕事務所などに設置されています。

平成30年度は、全国で2,292件の相談がありました。相談者の内訳は、公共発注機関の相談が8割を占めていますが、民間等からも多数の相談が寄せられました。

相談内容は、「建築保全の基準等の改定に関する相談」、「個別案件の設計実施に関する相談」、「設計業務の発注・積算」、「公共建築工事積算基準等に関する相談」などの内容に関するご質問のほかに、「週休2日促進工事」、「予定価格の適正な設定（法定福利費等）」、「施工合理化技術」など、働き方改革の取組みに関するご相談が増加しました。



※民間等：民間発注者、設計事務所、建設業者等

図1 平成30年度相談者の内訳

相談内容	件数	割合
企画・予算措置	305	13%
発注・実施	1,102	48%
設計	462	20%
積算	358	16%
入札手続き	161	7%
工事監理	121	5%
保全	704	31%
その他	181	8%
合計	2,292	100%

図2 平成30年度相談件数及び内容（4月～12月）

平成29年1月20日に社会資本整備審議会からいただいた答申「官公庁施設整備における発注者のあり方について」においても、国土交通省は、技術基準等の整備・活用の促進、人材育成の促進、公共建築工事の発注者の業務内容に関する情報提供の推進に努めるべきとされています。これからも、公共建築に関する技術的なご相談について、幅広くお答えいたしますので、どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

【 総合窓口 】

■東北地方整備局営繕部計画課（担当地区：東北6県）
〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎（B棟）8階
TEL 022-225-2171（内線5153）（担当者：課長補佐） / FAX 022-262-0217
E-mail thr-82keikaku@mlit.go.jp

【 公共建築相談窓口 】

■東北地方整備局営繕部保全指導・監督室（担当地区：宮城県、山形県、福島県）
〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎（B棟）8階
TEL 022-225-2171（内線5513）（担当者：室長補佐） / FAX 022-268-7833
E-mail thr-82kantoku@mlit.go.jp

■盛岡営繕事務所（担当地区：青森県、岩手県、秋田県）
〒020-0023 盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎 5階
TEL 019-651-2015（担当者：技術課長） / FAX 019-605-8115
E-mail thr-moriei@mlit.go.jp